

□ 特集

2023. 8

【涼風・税務読本】

# ズームアップ 令和5年度税制改正

## まえがき

他の先進国に比し我が国の所得や競争力が劣化してきており、世界に伍するユニコーン企業が育っておらず、日本経済が先進から劣後化してきている事への焦りが、今年の税制改正を通して強く発信されています。研究開発やオープンイノベーションやスタートアップへの投資促進を通じて日本再生を図りたい、という願いが滲み出ています。他方で、働く世代の消費力不足を高齢者資金の世代間移転でカバーしようとの施策も一層の進展を見せています。

また、今年の税制改正での異例の特色として、税理士会の存在感が強く現れたことが指摘出来ます。税理士会には、税務行政・租税・税理士制度につき権限ある官公署に建議し、諮問に答申することができることと税理士法に規定されています。税理士の多くは個人及び中小企業との関与関係にあり、個人や中小企業と関わりの有る税制に敏感になる立場にあり、税理士会の税制建議も必然的に個人・中小企業にとっての税制上の不都合の改善を目指すという傾向を持っています。

それ故か、税理士会建議の採用は過去必ずしも多くはなかったところ、令和5年度税制改正では、税理士会の建議項目や答申した意見が次

のように多く採り上げられたとの会長コメント、新聞広告が出されています。

- ① 相続時精算課税制度110万円基礎控除導入
- ② 相続時精算課税での土地・建物災害への配慮
- ③ 災害住宅・家財等の雑損控除の繰越控除期間
- ④ インボイスでの2割特例・8割特例
- ⑤ 少額インボイスの保存不要
- ⑥ 少額値引等のインボイスの交付不要

これらを見ると、今年の税制改正の目玉とされているものの多くが税理士会からの建議に関連するものでした。

## 今年の税制改正項目

令和5年度の税制改正は、〔資産課税分野〕〔消費税制分野〕〔個人所得課税分野〕〔企業関連税制分野〕〔国際課税分野〕〔税制周辺制度整備の施策分野〕の各分野で行われました。

期限延長や簡易見直し以外の各改正分野での主要な改正項目は、次の通りです。そのうち、◎を付けたものをズームアップし、後掲しました。

〔資産課税分野〕

- ◎相続時精算課税贈与は使い易く改正
- ◎暦年課税贈与は使いにくく改正
- ◎教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
- ◎相続空き家3000万円控除特例の適用要件改正

○相続税の更正の請求があった時の除斥期間延長  
〔消費税制分野〕

- ◎小規模事業者の納税額を2割負担に軽減
- ◎インボイス交付義務と保存義務の免除の特例
- インボイス登録手続きの柔軟化  
〔個人所得課税分野〕
- ◎抜本的拡充・恒久化の新NISA非課税制度
- ◎完全非課税エンジェル税制の創設
- ◎超高所得者の税負担適正化
- ◎特定非常災害損失の繰越控除期間の延長
- ストックオプション税制の拡充  
〔企業関連税制分野〕
- ◎オープンイノベーション促進税制の拡充
- ◎一般試験研究費の税額控除制度の見直し
- ◎中小企業技術基盤強化税制の見直し
- ◎O型税制の対象範囲拡充及び新類型の創設
- ◎買換えの場合等の課税の特例の見直し
- ◎株式交付での私的節税利用を抑制する策
- パーシャルスピノフ税制の創設
- 学校法人の設立のための寄付金は損金算入  
〔国際課税分野〕

- ◎グローバル・ミニマム課税への対応
- 外国子会社合算税制は適用免除要件を緩和
- 非居住者カジノ所得の非課税制度の創設  
〔税制周辺制度整備の施策分野〕
- ◎優良な電子帳簿の対象範囲の明確化
- ◎電子データの保存要件・検索要件を緩和
- 無申告加算税の過重へ見直し

前年以前の税制改正で、令和5年以後に施行される主なものに、次のものがあります。

- 完全子法人からの配当に係る源泉徴収の見直し
- 証拠書類のない簿外経費の経費不記入規定創設
- 住宅ローン控除の銀行等年末残高証明不要化
- 上場会社の大口株主判定持株割合の見直し
- 財産債務調書提出義務者の範囲拡充
- 不誠実な帳簿提示への加算税の加重措置
- 所得税と住民税の配当課税方式の統一

## 相続時精算課税贈与は使い易く改正 をズームアップしてみます

相続時精算課税制度について次の見直しがなされることになりました。

(1) 相続時精算課税制度内に110万円の基礎控除制度が設けられ、毎年の特定贈与者からの贈与額からその基礎控除が引かれるとともに、その範囲内の贈与は申告不要とされ、相続に際しては、課税価格に加算される相続時精算課税受贈財産の価額は、先の基礎控除をした後の残額となります。110万円以下の毎年贈与だったら、従来の暦年課税の3年内贈与加算相当部分も圧縮されます。

(2) 相続時精算課税で受贈した土地・建物が相続税申告時までに災害により滅失等の被害を受けた場合は、相続税の申告での課税標準への加算額から当該被害額を減額することとされました。

これらの改正は、令和6年1月1日以後の贈与及び被害額について適用されます。

## 暦年課税贈与は使いにくく改正 をズームアップしてみます

暦年課税贈与は、相続開始前7年間（現行は、3年間）に受けたものが、相続税の課税価格に加算されるようになります。この場合、延長された4年間の贈与については、贈与を受けた財産の合計額から年100万円が控除されます。

この改正は、令和6年1月1日以後の贈与から適用となります。

## 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 をズームアップしてみます

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、次の見直しがなされました。

(1) 教育資金の贈与金額が消費される前に贈与者が亡くなった場合、教育資金として使いきれな

かった金額（管理残高）に対しては相続税がかかります。しかし、改正前は受贈者が23歳未満である場合や学校等に在学している場合などでは、相続税の課税は除外されていました。今年の改正では、贈与者の死亡に伴う相続税の課税額が5億円を超える場合は、管理残高に対する除外規定が適用されなくなりました。

(2) 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、受贈者の年齢によって異なる税率が用いられ、18歳未満は一般税率、18歳以上は税率を低く設定する特例税率が適用されていましたが今年の改正で、全てのケースで、一般税率が適用されることになりました。

この改正は、令和5年4月1日以降の贈与に適用されます。それ以前の贈与については、なお従前の例によるとされています。

### 相続空き家3000万円控除特例の適用要件改正をズームアップしてみます

次の(1)及び(2)の措置を講じた上で、適用期限が4年延長されました。

#### (1) 適用要件の見直し

相続若しくは遺贈により取得した被相続人居住用家屋と敷地等の譲渡で空き家特例の適用要件として、次の①②がありました。この要件充足の期限が、譲渡の日の属する年の翌年2月15日までとなり、買主側での要件充足行為でも可とされました。

- ① その家屋が耐震基準に適合している場合
- ② その全部の取壊し若しくは除却がされ、又はその全部が滅失をした場合

#### (2) 特別控除額の見直し

空き家特例の対象となる相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及びその敷地等の取得をした相続人の数が3人以上である場合における一人当たり特別控除額が3000万円から2000万円に減額になります。

この改正は、令和6年1月1日からの譲渡に適

用されます。

### 小規模事業者の納税額を2割負担に軽減をズームアップしてみます

すでに仕入税額控除の緩和措置として、免税事業者からの仕入れについては令和8年10月までは80%控除可能、令和11年10月までは50%控除可能、といった経過措置が設けられていましたが、インボイス制度を円滑に進めるため、免税事業者側に対する緩和措置が追加されました。

免税事業者が、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間にインボイス発行事業者となった場合、税額負担を2割に軽減するとの措置です。みなし仕入率が80%の簡易課税制度と同じ計算方法となります。特例の選択は、申告時に確定申告書に2割特例適用有を付記することで行います。

この特例は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び、令和5年10月1日前から課税事業者を選択している事業者には適用されません。

特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

令和5年10月1日後に、インボイス発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、その提出日から15日以後の登録希望日を記載することになっています。

### インボイス交付義務と保存義務の免除の特例をズームアップしてみます

インボイス制度への円滑な移行とその定着のために次の二つの特例が用意されました。

#### (1) 1万円未満の値引きはインボイス不要に

受領者負担の振込手数料やその他の売上値引処理のうち、1万円未満（1回の取引の課税仕入れに係る税込金額で判定）のものについては、適格

返還請求書の交付義務が免除されます。

(2) 一定規模の事業者は帳簿のみ保存で可

基準期間の課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5000万円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間での1万円未満の課税仕入取引については、インボイスなし・帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。

## 抜本的拡充・恒久化の新NISA非課税制度をズームアップしてみます

NISAとは、個人の投資による株式・投資信託等の配当・譲渡益等を非課税とする税制優遇制度で、今年の改正で大改造されました。

令和6年1月1日からの新NISAは、非課税期間が無期限となり、年120万円限度の安全性重視型の「つみたて投資枠」と、年240万円限度の自己責任型の「成長投資枠」とになります。両投資枠の併用は可能です。なお、無期限化に伴い、非課税保有限度額が、両投資枠全体で1800万円（成長投資枠のみでは1200万円）の制限が設けられました。

なお、投資枠が限度額に達した後に、一部の買付金融商品を売却した場合には、投資枠の限度余裕額は、翌年からまた復活します。

旧NISAは新NISAとは別建てなので、令和5年12月31日までで新規の購入契約は打ち切りとなり、以後は5年、20年の非課税期間満了経過とともに旧NISAは終了となり、順次課税口座にその時の時価額で移管されることになります。

この新NISAに係る改正は、令和6年分以後の所得税について適用されます。

## 完全非課税エンジェル税制の創設をズームアップしてみます

エンジェル税制には、寄附金控除（800万円と総所得金額の40%とのいずれか低い金額）又は株式譲渡損扱い（その年の株式譲渡益から投資額

を控除）という投資時点での特例がありますが、これらの特例適用額はエンジェル投資株式の取得価額から控除することになっているので、実質的には課税の繰り延べ措置でした。

今年の税制改正で新たに登場したのは完全非課税のエンジェル税制です。

- ① 個人が保有する株式を売却し、その譲渡益を元手に創業した場合、その再投資分につき20億円を上限に株式譲渡益が非課税になります。
- ② 生産開始前のスタートアップ企業への投資をした場合、そのスタートアップ企業の株式の取得に要した金額につき、20億円を限度に株式譲渡損扱い（その年の株式譲渡益から投資額を控除）が認められます。

この①②での20億円は、投資により取得した株式の取得価額を減額する必要がありません。従って、課税の繰り延べではなく、非課税の規定になっています。

この改正は、令和5年4月1日から適用されます。

## 超高所得者の税負担適正化をズームアップしてみます

個人の税負担率は、累進制度により高所得者ほど上昇するはずですが、上位0.1%以内の範囲に限っては、配当や株式譲渡の分離課税の効果で、所得が多い者ほどかえって負担率が低下し、100億円のところでは、15.9億円（15.9%）が平均的税負担とされています。15.9%の実効税率は、課税所得900万円未満のレベルです。

この問題への解決策として、申告不要制度不適用とした場合の合計所得金額（基準所得金額）が3.3億円を超える場合の、その超過額に22.5%の税率を乗じた金額が、その超高所得者の基準所得金額に係る申告不要制度下での実際の所得税額を上回る場合、その差額を追加負担することになりました。

この改正は、令和7年以降の所得税から適用さ

れます。

## 特定非常災害損失の繰越控除期間の延長をズームアップしてみます

大規模な災害の発生に遭った時の著しい被害に対する救済措置として、特定非常災害に係る純損失及び雑損失の繰越控除期間が、3年から5年に延長されました。

### (1) 純損失の繰越控除

事業所得者等の有する棚卸資産や事業用資産につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた特定被災事業用資産の損失について、次に掲げるものの繰越控除期間が5年に延長されます。

- ① 青色申告者で、特定被災事業用資産の損失額が事業用資産の価額総額（除土地）の10%以上である場合 その年分の純損失の総額
- ② 白色申告者で、特定被災事業用資産の損失額が事業用資産の価額総額（除土地）の10%以上である場合 その年に発生した被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失との合計額
- ③ ①及び②以外（特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%未満）の者は、特定被災事業用資産の損失による純損失の金額

### (2) 雑損失の繰越控除期間

個人の有する住宅や家財等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間が5年に延長されます。

上記の改正は、令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害について適用されます。

## オープンイノベーション促進税制の拡充をズームアップしてみます

オープンイノベーションとは、新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ることで、その促進税制は、

新規発行株式の取得（新規出資型）を対象としていました。

日本のスタートアップの出口戦略は上場が大半を占めるものの、上場後大きな成長が実現できない傾向にあります。それに対し、M&Aは、スタートアップ企業が自社だけでは実現不可能な、大きく且つ早く成長できる出口戦略に途を開いています。このため、オープンイノベーション促進税制として、M&Aによる発行済株式の取得に対しても所得控除25%を講じる拡充を行いました。

なお、株式取得額が5億円以上のM&Aであること、所得控除の上限額は50億円で、M&Aをされたスタートアップ企業が5年以内に成長要件を達成出来ない場合には所得控除分は一括取り戻しとなる、などの要件があります。

この改正は、令和6年4月1日以後に取得する株式について適用されます。

## 一般試験研究費の税額控除制度の見直しをズームアップしてみます

研究開発投資はイノベーションの源泉であるものの、不確実性が顕著で、さらに、わが国企業の研究開発投資は近年伸び悩み、国際競争力の維持向上にも影を落としています。今年は、メリハリの利いたインセンティブ強化の視点での改正がなされ、次のような制度になっています。

過去3期平均の比較試験研究費に対する当期試験研究費の増減割合や、売上に比する試験研究費投資の大きさを基準とする次の(1)又は(2)の控除率（控除率上限は14%）を当期の試験研究費の総額に乗じた金額が当期の法人税額からの控除税額となります。

なお、控除上限額として法人税額の25%という制限の原則がありますが、(3)の①②③④に該当する法人に対しては、25%原則上限額の上に、(3)の各控除率を加減算した率による税額控除が控除上限額となります。

(1) 原則控除率 次の①②③のいずれかで

下限1%、上限14%

① 当期が設立事業年度又は比較試験研究費がゼロの場合 8.5%

② 増減試験研究費割合が12%以下の場合

$$11.5\% - (12\% - \text{増減割合}) \times 0.25 =$$

③ 増減試験研究費割合が12%超の場合

$$11.5\% + (\text{増減割合} - 12\%) \times 0.375 =$$

(2) 試験研究費割合10%超の時の割増控除率

当期の試験研究費の額が、当期を含む過去4年間の平均売上金額の10%を超える場合には、その10%超過部分の2分の1を上記(1)の原則控除率に乗じた次の割増控除率(上限10%)を上記の(1)に上乗せできます。

$$(1) \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5 =$$

(3) 控除上限額25%への加減算措置

$$25\% + (\text{①} + (\text{②又④}) + \text{③}) \text{で適用}$$

① 設立10年以内の欠損法人 15%

② 当期の増減試験研究費割合が4%を超える場合は次の算式による控除率(上限5%)

$$(\text{増減試験研究費割合} - 4\%) \times 0.625 =$$

③ 当期の増減試験研究費割合が4%に満たない場合は次の算式による控除率(下限△5%)

$$(\text{増減試験研究費割合} - 4\%) \times 0.625 =$$

④ 当期の試験研究費割合が10%を超える場合は次の算式による控除率(上限10%)

$$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2 =$$

本改正は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度に於いて適用されます。

## 中小企業技術基盤強化税制の見直しをズームアップしてみます

中小企業に対する試験研究費控除の特例である中小企業技術基盤強化税制は、先の一般試験研究費の税額控除制度の適用との選択です。

次の(1)の控除率の合計を当期の試験研究費に乗じた金額が当期の法人税額からの控除税額となります。

なお、控除上限額として法人税額の25%という制限の原則がありますが、(2)の①②に該当

する法人に対しては、25%原則上限額の上に、(2)の各控除率を加算した率による税額控除が控除上限額となります。

(1) 原則控除率 次の①と②③④のいずれかの控除率との合計で、控除率上限は17%です。

① 当期の試験研究費の額の12%

② 増減試験研究費割合が12%超の場合

$$(\text{増減割合} - 12\%) \times 0.375 =$$

③ 試験研究費割合10%超の場合(上限10%)

$$12\% \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5 =$$

④ ②と③の両方に該当の場合

$$\text{②} + \text{②} \times \text{③} + \text{③} =$$

(2) 控除上限額25%への上乗せ措置

$$25\% + (\text{①} + \text{②}) \text{で適用}$$

① 増減試験研究費割合が12%超の場合 10%

② 当期の試験研究費の額が、当期を含む過去4年間の平均売上金額の10%を超える場合は次の算式による控除率(上限10%)

$$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2 =$$

本改正は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度に於いて適用されます。

## OI型税制の対象範囲拡充及び新タイプの創設をズームアップしてみます

OI(オープンイノベーション)型の特別試験研究費の額がある場合には、その特別試験研究費の額に税額控除率(20%、25%又は30%)を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額の10%相当額を限度として上記の試験研究費税制とは別枠で税額控除をすることができるというもので、対象範囲の拡充や外部人材登用のための新たなタイプの創設が行われました。

① 研究開発型スタートアップ企業の定義を見直し、制度の対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加え、その税額控除率を25%とする。

- ② 特別試験研究費の額に、博士号取得者や一定の経験を有する研究人材を外部から雇用することに対し、これらの人材の人件費を税額控除の対象とし、その税額控除率を20%とする。

本改正は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度に於いて適用されます。

### 買換えの場合等の課税の特例の見直しをズームアップしてみます

買換え特例における譲渡資産及び買換え資産の範囲及び要件が次のとおりとされました。

(1) 既成市街地等の内から外への買換えが適用対象から除外されます。

(2) 長期所有の土地・建物等から国内にある土地・建物等への買換えについて、課税の繰延割合が次のとおり見直されます。

- ① 東京都特別区から集中地域外への本店等の移転を伴う買換え 80%→90%に
- ② 集中地域外から東京都特別区への本店等の移転を伴う買換え 70%→60%に

(3) 届出書の提出が適用要件に譲渡と同一の事業期間での買換えについても、所轄税務署長への届出が適用要件に加えられました。譲渡資産の譲渡日又は買換え資産の取得日のいずれか早い日の属する3ヶ月期間の末日後2月以内が期限です。

上記(1)(2)の改正は、令和5年4月1日以後に、譲渡資産を譲渡し、かつ同日以後に買換え資産を取得する場合の譲渡資産の譲渡に適用されます。

(3)の改正は、令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換え資産の取得をした場合の届出について適用されます。

### 株式交付での私的節税利用を抑制する策をズームアップしてみます

株式交付制度とは、他の会社を子会社にするために株式を取得し、その対価として自社の株式を交付する制度です。株式交換が100%の完全子会社化を目的とするのとは異なり、株式交付の目的は、議決権の50%超支配の子会社化です。

上場企業オーナーが個人保有の50%超支配上場株を資産管理会社に移し、配当益金不算入のメリットを享受する私的な節税手法として、この制度が利用されているとの新聞報道がされました。これを承けて、株式交付親会社が同族会社に該当する場合を除く、との条件が付与されました。

この改正は、令和5年10月1日以後に行われる株式交付について適用されます。

### グローバル・ミニマム課税への対応をズームアップしてみます

法人税率の引下げを行う国際間の競争が激化している中で、過度な競争や企業の租税回避等を防止するための仕組みとして、グローバル・ミニマム課税を導入することがOECD / G20間で国際合意されました。

まずは、子会社等の所在する軽課税国での税負担が基準税率15%に至るまで、日本に所在する親会社等に対して上乘せ課税を行う、国際最低課税額に対する法人税及び地方法人税が創設されました。年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1100億円)以上の多国籍企業が対象となります。

また、制度の対象となる特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称、国別実効税率、グループ国際最低課税額等の事項を税務当局に提供する制度として、情報申告制度も創設されました。

この改正は、内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用されます。

### 優良な電子帳簿の対象範囲の明確化をズームアップしてみます

電子帳簿は、訂正・削除等履歴要件、帳簿間相互関連性要件、検索機能要件などを満たしていると、優良な電子帳簿として、過少申告加算税の5%軽減措置や青色申告特別控除額を65万円とする優遇措置が受けられますが、その電子帳簿の範囲が不明確でした。そこで、その範囲が、売上帳、仕入帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、手形記入帳、貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿、有価証券受け払い簿、固定資産台帳、繰延資産台帳と、明確化されました。

この改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

### 電子データの保存要件・検索要件を緩和をズームアップしてみます

アナログからデジタルへの社会の進化を促進すべく、対象者の範囲を広げるのに対応して、要件の緩和を進めています。

#### (1) 相当な理由があれば保存要件適用を猶予

請求書、領収書などを複合機FAXやメールなどの電子データで授受する場合や、ネット取引などの電子商取引をする場合の記録について、電子取引要件への対応をする上で、検索性をどのように満たすかとか、タイムスタンプの使用などは大きな課題です。要件を満たすためには、システム導入に費用が掛かり、実務の負担は少なくありません。それで、令和5年12月31日までは、出力書面による保存でも可とされていました。

しかし、この宥恕措置は期限通りで廃止される予定です。ただし、令和6年1月1日以降については、相当の理由があり、かつ、質問検査権に基づく取引記録のダウンロードや出力書面の提示等の求めに応じることができる場合は、保存要件を満たさない電子データの保存でもよいとされることになりました。

#### (2) 検索要件を不要とする対象者の拡大

電子データについては、「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3つの情報が記録されていて、かつこれらの情報を元に電子データを検索できる

ようにしていなければなりません。

ただし、判定期間（個人は前々年、法人は前々事業年度）の売上高が5000万円以下で、税務職員の質問検査権に基づく取引記録のダウンロードにより出力書面を提示できるものについては、先の検索要件の全てが不要とされることになりました。

上記(1)(2)の改正は、令和6年1月1日以後に行う電子取引の記録について適用されず。

### あとがき

本年5月8日からコロナが5類感染症に位置づけられ、本格的にアフターコロナの局面に入りました。インバウンド需要の大幅な伸びも予測されています。

しかし、ロシア・ウクライナ戦争は1年以上続いていて終戦の気配がなく、資源高と世界的インフレ、世界各国での金利上昇の動き、銀行破綻の情報が間欠的に出てきており、安心した経済環境下にあるとは言えない状況です。

でも、日本の株価が世界的レベルで上昇を続けており、公示地価を見ると、地方での上昇が顕著になり、全用途平均・住宅地・商業地のいずれも2年連続で上昇し、上昇率も拡大しています。また、都内のマンション価格はバブルの様相を示しつつもその高騰状況には安定感が生まれています。不安と安心の同居する不思議な状況です。